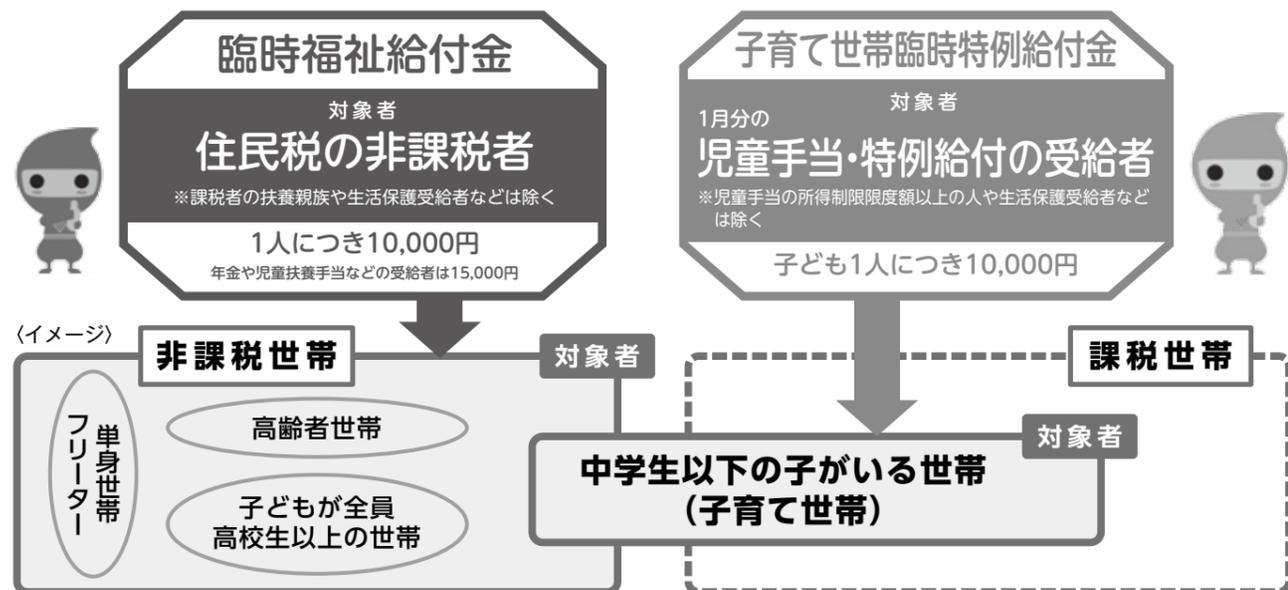


お知らせします。2つの給付金。

給付金は、消費税の引き上げによる負担の影響を緩和するため、非課税世帯および子育て世帯に国の暫定的・臨時的な措置として実施されます。



注)受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です(臨時福祉給付金が優先です)。
注)どちらの給付金も必ず**申請が必要**です。

臨時福祉給付金

支給要件

- **支給対象者** 平成26年度分の住民税が課税されていないかたが対象です。
ただし、〔・課税されているかたに生活の面倒を見てもらっている場合
・生活保護の受給者である場合 など〕は除きます。
 - **支給額** ・1人につき**10,000円**
・下記の《加算対象者》は1人につき**5,000円**を加算
- 《加算対象者》・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者 ※1
・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者など ※2
- ※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがあるかたが対象です。
※2 平成26年1月分の手当などを受給しているかたが対象です。

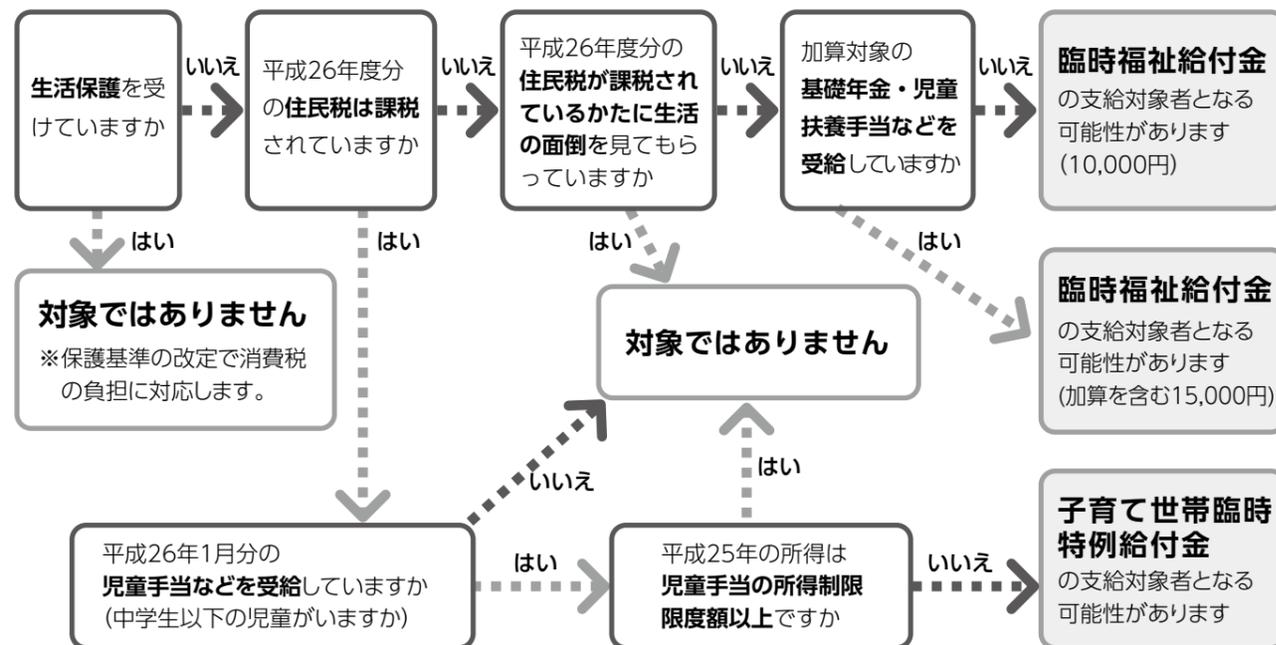
子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

- **支給対象者** 次のどちらの要件も満たすかたが対象です。
①平成26年1月分の**児童手当・特例給付**※を受給
②平成25年の所得が**児童手当の所得制限限度額未満**
※特例給付とは、所得が高額なかたについて、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。
- **対象児童** 支給対象者の平成26年1月分の**児童手当・特例給付の対象**となる児童
ただし、〔・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
・生活保護の受給者となっている児童 など〕は除きます。
- **支給額** 対象児童1人につき **10,000円**

対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日です。



※チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は下記まで問い合わせください。

申請方法

- **申請受付窓口**：福津市役所福間庁舎1階および津屋崎庁舎1階の給付金受付専用窓口
※平成26年1月1日時点で住民票が福津市にあるかたが対象です。
- **申請受付期間**：7月1日(火)～9月30日(火) 9:00～16:00(土・日曜日、祝日を除く)
- **提出書類**：・**臨時福祉給付金申請書**(6月下旬ごろ対象となる可能性のあるかたへ「市民税非課税のお知らせ」に同封して郵送します)
・**子育て世帯臨時特例給付金申請書**(6月下旬ごろ対象となる可能性のあるかたへ郵送します)
・**通帳の写し**(指定した振込口座を確認するため)

※「子育て世帯臨時特例給付金」：児童手当の受取口座を指定する場合は、通帳の写しは不要です。

問い合わせ

- **申請に関する問い合わせ** (申請方法・申請書など)
2つの給付金に関する専用ダイヤル：**0940・43・8158 (直通)**(土・日曜日・祝日を除く)
福津市役所(担当部署) ・臨時福祉給付金(福祉課)
・子育て世帯臨時特例給付金(こども課)
- **制度に関する問い合わせ**
厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル：**0570・037・192** みな いいきゅうふ



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”に注意してください

自宅や職場に市や厚生労働省の職員などがかたった電話がかかってきたり郵便が届いたりしたら、迷わず福祉課やこども課、最寄りの警察署(または警察相談専用電話【#9110】)に連絡してください。